

懇談会の役割について

令和3年7月
岐阜県環境生活部
環境管理課

岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画懇談会 概要

令和3年3月には、これまでの地球温暖化対策（緩和策）に加え、既に起こりつつある気候変動への適応（適応策）を推進するため、「緩和」と「適応」を車の両輪とした対策の推進を目的として条例改正と計画策定を実施し、懇談会の名称を「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画懇談会」に改正しました。

今年度からは、新たに「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」（事務事業編）、温室効果ガス削減計画等の評価制度の検討等についても議題に追加しました。

【これまでの経緯】

岐阜県地球温暖化対策実行計画協議会

※平成21年度設置

岐阜県地球温暖化対策実行計画懇談会

※平成27年度改正

岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画懇談会

※令和2年度改正

従来の議題

- 岐阜県温室効果ガス排出量の報告
- 計画（区域施策編）の施策の実施状況の報告
- 計画（区域施策編）の策定、改定案の検討

新たな議題

- 計画（事務事業編）の実績評価（R4～）
- 温室効果ガス排出削減計画等の評価制度の評価基準等の検討（R3）
- 温室効果ガス排出削減計画等の評価制度の計画書・実績報告書の評価（R4～）

温室効果ガス排出削減計画等評価制度（案）

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（令和3年3月29日施行）では、一定規模以上の事業者を対象に「温室効果ガス排出削減計画書・実績報告書」の提出を義務付けており、令和4年4月から、提出された計画書等を県が評価し、公表する制度を新たに導入します。

○対象

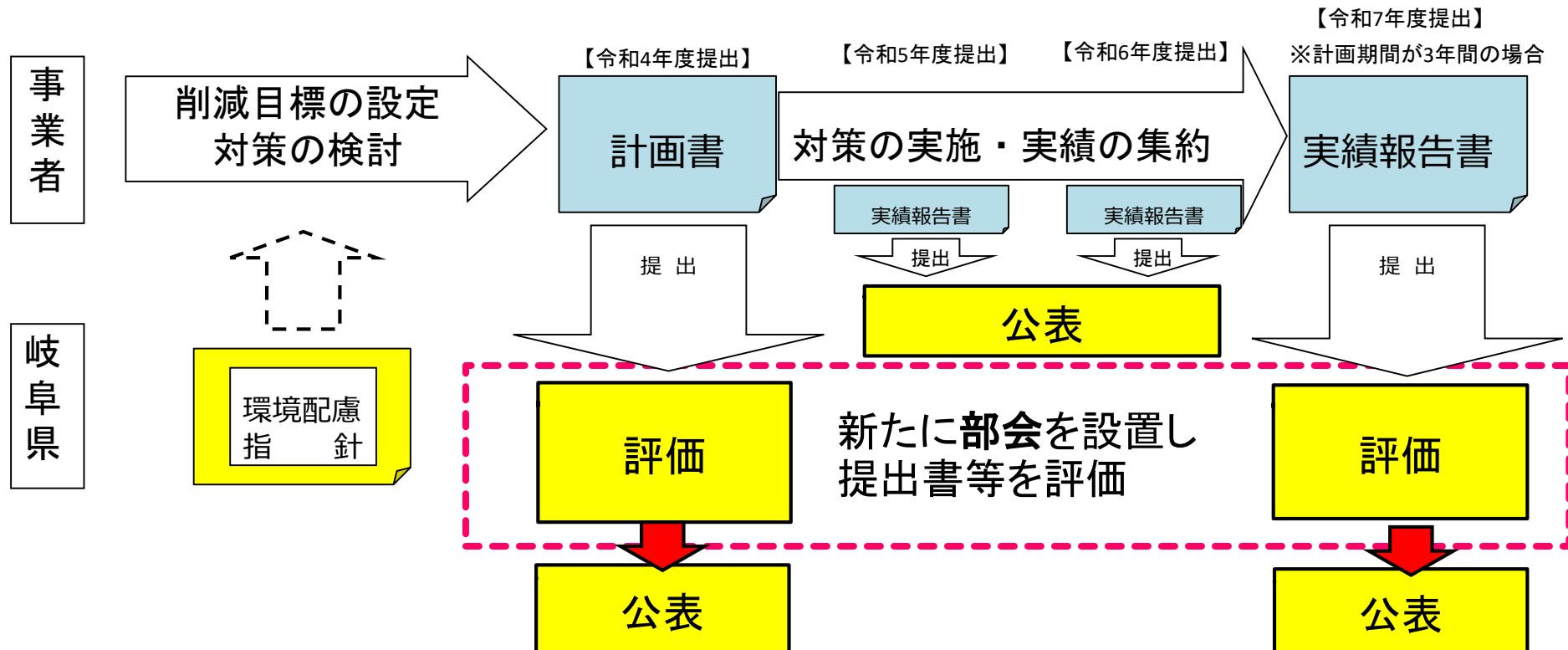
・エネルギーを多く使用する事業者

原油換算エネルギー使用量が1,500KL/年以上の事業所を県内に有する事業者、
24時間営業を常態とし、県内事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500KL/年以上の小売業者、サービス事業者

・自動車を多く使用する事業者（運輸事業者（トラック100台以上、バス100台以上、タクシー150台以上））

・温室効果ガスを多く排出する事業者（従業員数が21人以上、エネルギー起源CO2以外の温室効果ガスを年間3,000トン-CO2以上排出する事業者）

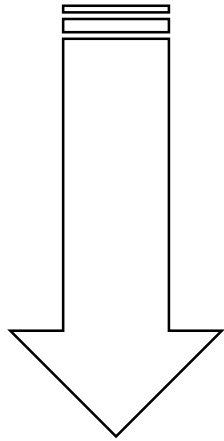
※ただし、旧制度に基づく計画の終期がきていない事業者は旧制度のとおりとする。



岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画懇談会 部会の設置について

令和4年4月から新たに事業者から提出される温室効果ガス排出削減計画等を評価、公表する制度の設計及び評価の検討を行うにあたり、当懇談会による議論の前段階として、「岐阜県温室効果ガス排出削減計画等評価制度検討部会」を設置し、評価制度の設計及び評価の検討をすることとしました。

【これまでの経緯】



岐阜県地球温暖化対策実行計画協議会

※平成21年度設置

岐阜県地球温暖化対策実行計画懇談会

※平成27年度改正

岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画懇談会

※令和2年度改正

岐阜県温室効果ガス排出削減計画等評価制度検討部会

※令和3年度設置

従来の議題

- 岐阜県温室効果ガス排出量の報告
- 計画(区域施策編)の施策の実施状況の報告
- 計画(区域施策編)の策定、改定案の検討
- 計画(事務事業編)の実績評価(R4～)

【部会での議題】

新たな議題

- 温室効果ガス排出削減計画等の評価制度の評価基準等の検討(R3)
- 温室効果ガス排出削減計画等の評価制度の計画書・実績報告書の評価(R4～)